

## 教育庁職員の死亡事案に係る第三者調査委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** 平成30年1月に教育庁職員が職務中に倒れ亡くなった事案について、当該職員の勤務実態とその背景を調査するとともに、教育庁本庁職員の時間外勤務削減に向けた業務改善や職務環境改善等について教育委員会に対して提言を行うことを目的として、教育庁職員の死亡事案に係る第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 死亡した職員の勤務実態とその背景の調査に関すること。
- (2) 教育庁本庁職員の時間外勤務削減に向けた業務改善や職務環境改善等の提言に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

### (組織)

**第3条** 委員会は、4名程度の委員で組織する。

2 委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

### (会長)

**第4条** 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会の会長（以下「会長」という。）は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

**第5条** 委員会は、会長が招集する。ただし、1回目の委員会の会議（以下「会議」という。）についてはこの限りではない。

- 2 会議は、非公開とする。ただし、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合は、会長が会議に諮って、会議の全部又は一部を公開することができる。

### (報告)

**第6条** 委員会は、所掌事務に係る報告書を作成し、教育委員会に報告する。

### (事務局)

**第7条** 委員会の事務局は、新潟県教育庁総務課に置く。

### (守秘義務)

**第8条** 委員は、委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。